

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30 - 関東 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年 2月19日

【会社名】 株式会社千葉興業銀行

【英訳名】 The Chiba Kogyo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 青柳 俊一

【本店の所在の場所】 千葉市美浜区幸町 2丁目 1番 2号

【電話番号】 (043) 243 - 2111 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員経営企画部長 神田 泰光

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋堀留町 2丁目 3番 3号 堀留中央ビル 5階

【電話番号】 (03) 5695 1511 (代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 中村 徹

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【今回の募集金額】 その他の者に対する割当 32,650,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	2018年11月 9日
効力発生日	2018年11月25日
有効期限	2020年11月24日
発行登録番号	30 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 35,000,000,000円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし	減額総額（円）	なし

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 35,000,000,000円

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社千葉興業銀行 東京支店
（東京都中央区日本橋堀留町 2丁目 3番 3号 堀留中央ビル 5階）

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
株式会社千葉興業銀行第1回第七種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）	653,000株	株主の権利内容において普通株式と異なる種類株式 単元株式数 100株 本優先株式に係るその他の内容につきましては、（注）3をご参照ください。

（注）1 2019年2月19日開催の取締役会決議（以下「発行決議」といいます。）によります。

2 当行は、本優先株式と異なる種類の株式として、普通株式並びに第二種優先株式、第四種優先株式、第1回ないし第10回第五種優先株式（以下「第五種優先株式」と総称します。）、第1回ないし第10回第六種優先株式（以下「第六種優先株式」と総称します。）及び第2回ないし第5回第七種優先株式についての定めを定款に定めております。普通株式並びに第二種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式及び第2回ないし第5回第七種優先株式の単元株式数は、本優先株式と同数の100株であります。

第二種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式及び第2回ないし第5回第七種優先株式については、いずれも、当行が剰余金の配当を行うときは、当該優先株式を有する優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先配当金を支払うこととされています。また、当行が残余財産を分配するときは、当該優先株式を有する優先株主に対し、普通株主に先立ち、一定の金銭を支払うこととされています。第四種優先株式及び第五種優先株式には、当該優先株式を有する優先株主が当該優先株式と引換えに普通株式の交付を当行に請求することができる取得請求権が付されており、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式及び第2回ないし第5回第七種優先株式には、当行が金銭と引換えに当該優先株式を取得することができる取得条項及び当行が普通株式と引換えに当該優先株式を一言取得する旨の取得条項がそれぞれ付されています。また、第二種優先株式には、当行がいつでも買入消却することができる取得条項が付されています。第二種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式及び第2回ないし第5回第七種優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しておりません。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結のときより、優先配当金を受ける旨の決議があるときまでは議決権を有します。これは、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等を勘案して、法令等に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しないとしたものです。第五種優先株式及び第六種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならないとされています。

3 本優先株式の内容は以下のとおりです。

（ア）第1回第七種優先期末配当金

（1）第1回第七種優先期末配当金

当行は、当行定款11条の定めに従い、本優先株式の期末配当金（以下「第1回第七種優先期末配当金」という。）を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された本優先株式を有する株主（以下「第1回第七種優先株主」という。）、本優先株式の信託受託者（以下「第1回第七種優先信託受託者」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「第1回第七種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）、普通株式の信託受託者（以下「普通信託受託者」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき、本優先株式の1株当たりの払込金額相当額に年率1.8%を乗じて算出した900円（ただし、2019年3月31日を基準日とする第1回第七種優先期末配当金については、本優先株式1株につき年34.53円。また、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとし、当該事業年度において当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。）の期末配当金を支払う。

- (2) 非累積条項
ある事業年度において第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第1回第七種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (3) 非参加条項
第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対しては、第1回第七種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- (イ) 残余財産
- (1) 残余財産の分配
当行は、残余財産を分配するときは、第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通信託受託者又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記(3)に定める経過第1回第七種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。
- (2) 非参加条項
第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。
- (3) 経過第1回第七種優先期末配当金相当額
本優先株式1株当たりの経過第1回第七種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に第1回第七種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対して当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。
- (ウ) 議決権
第1回第七種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第1回第七種優先株主は、()各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第1回第七種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、又は、(b)第1回第七種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終結のときより、()第1回第七種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされるときまでの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
- (エ) 金銭を対価とする取得条項
- (1) 金銭を対価とする取得条項
当行は、2026年4月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、金融庁の事前確認を受けている場合に限り、第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第1回第七種優先株主に対して交付するものとする。なお、本優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。
- (2) 取得と引換えに交付すべき財産
当行は、本優先株式の取得と引換えに、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過第1回第七種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、上記(イ)(3)に定める経過第1回第七種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第1回第七種優先期末配当金相当額を計算する。

(オ) 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、本優先株式の全てを、2029年4月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得すると引換えに、各第1回第七種優先株主に対し、その有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記(3)に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(3) 下限取得価額

下限取得価額は、200円とする。ただし、下記(4)による調整を受ける。

(4) 下限取得価額の調整

本優先株式の発行（以下「本件第三者割当増資」という。）後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \frac{\text{調整前下限取得価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{1}$$

() 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価（下記 () に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

() 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額（下記 に定義する。以下、本 ()、下記 () 及び () ならびに下記 () において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- () 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本又は下記と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合
調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
なお、かかる下限取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)又は(b)の場合に応じて、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前下限取得価額とみなすものとする。
(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本()による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本()による調整が行われている場合
調整係数は、上記()又は本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- () 取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()又は()による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。
- () 株式の併合をする場合
調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- 上記()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。
- () 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本(4)に準じて調整する。
- () 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
- () 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該下限取得価額の調整の前に上記及び上記に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記() (b)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。))からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記() (b)に基づく調整に先立って適用された上記()又は()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- () 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記()及び()の場合には0円、上記()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。

上記 ()ないし()及び上記 ()において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

上記 ()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記 ()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

上記 ()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記 ()ないし()の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

下限取得価額調整式により算出された上記 柱書第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。

(カ) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(キ) 優先順位

第二種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式及び第七種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

(ク) 法令変更等

法令の変更等に伴い本優先株式に係る要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(ケ) 非上場

本優先株式は、非上場とする。

(コ) その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	653,000	32,650,000,000	16,325,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	653,000	32,650,000,000	16,325,000,000

(注) 1 全株式を第三者割当方式により募集いたします。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額(資本組入額の総額)を減じた額とします。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
50,000 (注) 1	25,000 (注) 2	100	自 2019年2月20日 至 2019年3月18日	50,000 (注) 3	2019年3月18日

- (注) 1 発行価格は、会社法上の払込金額であります。
 2 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。
 3 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
 4 払込期日及び株式受渡期日は、2019年3月18日であります。
 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。申込証拠金は、払込期日に株式の払込金に充当いたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社千葉興業銀行 本店	千葉市美浜区幸町2丁目1番2号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社千葉興業銀行 本店	千葉市美浜区幸町2丁目1番2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
32,650,000,000	170,000,000	32,480,000,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額は、本件第三者割当増資に係る諸費用の概算額の合計であり、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

差引手取概算額32,480百万円については、2013年1月に発行した第四種優先株式の取得原資の一部(上限24,242,170,500円)に充当する予定です。

また、差引手取額と第四種優先株式取得額との差額につきましては、2019年12月末までに、全額を貸出金等の一般運転資金に充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 本件第三者割当増資の必要性及び相当性について

当行は、営業基盤とする千葉県経済の成長に合わせた顧客基盤の拡大及び収益の多角化を図るための業容拡大に対応するため、自己資本の充実を目指しておりますが、今般発行する本優先株式の調達資金の一部を第四種優先株式の一部取得のための資金に充当することによって、第四種優先株式に係る普通株式対価の取得請求権の行使可能期間が開始する前に計画的に第四種優先株式の一部を償還することが、当行普通株式に係る希薄化防止と配当負担の軽減による当行財務基盤の維持・向上に資すると考えております。

また、既存普通株主の株式価値の希薄化を一定程度回避しつつ、資本の維持・向上を図る観点から、発行時点で普通株式の発行株式数が増加しない資本調達手段として、かかる特徴を有する本件第三者割当増資を選択しております。

2 自己株式の取得及び消却について

当行は、2019年2月19日開催の取締役会において、会社法第459条1項1号の規定による当行定款第16条第2項の定めに基づく会社法第156条第1項及び同第157条第1項に掲げる自己株式の取得に関する事項及び取得価格等の決定並びに会社法第178条に基づく自己株式の消却の決定を行っております。具体的には、2019年3月18日を申込期日として、第四種優先株式4,650,000株につき、本優先株式が発行されることを条件として、取得価額の総額24,242,170,500円で自己株式取得（全第四種優先株主に対して通知又は公告して行う当該株主との合意による有償取得）を行うことを決議しております。また、第四種優先株式の自己株式取得がなされることを条件として、取得した第四種優先株式の全てを、同株式の取得日に消却することを決議しております。

3 資本金及び資本準備金の額の減少

当行は、2018年11月9日開催の取締役会において、本件第三者割当増資の払込期日（2019年3月18日）を効力発生日として、資本金175億円（ただし、本件第三者割当増資により増加する資本金の額がこれを下回る場合は当該金額）及び資本準備金175億円（ただし、本件第三者割当増資により増加する資本準備金の額がこれを下回る場合は当該金額）を減少し、その金額をその他資本剰余金に振り替えることを決議しておりますが、2019年2月19日開催の取締役会において、本件第三者割当増資により増加する資本金の額は163.25億円、本件第三者割当増資により増加する資本準備金の額は163.25億円と決定したことから、当該金額が増加する場合には、本件第三者割当増資により資本金163.25億円及び資本準備金163.25億円をそれぞれ減少し、その金額をその他資本剰余金に振り替えることとなります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

本件第三者割当増資にかかる割当予定先のうち、25先については、「割当予定先の概要」及び「当行との関係」を記載しております。また、割当予定株数が6,500株（本優先株式発行総数の1%程度）に満たない151先については、かかる割当予定株数に鑑みれば、仮に本優先株式が普通株式に転換された場合でも、当行への支配権の影響はほとんどないと考えられるとともに、かかる割当予定株数未滿の割当予定先の大宗が、当行の第四種優先株主、又は当行の取引先で当行本店を置く地元千葉県に拠点を有する法人等であるため、その経営・事業の状況（法人）や現時点における当行との関係に照らし、開示に係る重要性は低いものと判断したことから、「名称（氏名）・住所・割当予定株数」のみとする簡略な記載とさせていただきます。

a. 割当予定先の概要	名称	大成建設株式会社	
	割当予定株数	40,000株	
	本店の所在地	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	
	発行登録追補書類の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第158期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日） 平成30年6月29日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第159期第1四半期（自平成30年4月1日 至平成30年6月30日） 平成30年8月7日 関東財務局長に提出 第159期第2四半期（自平成30年7月1日 至平成30年9月30日） 平成30年11月9日 関東財務局長に提出 第159期第3四半期（自平成30年10月1日 至平成30年12月31日） 平成31年2月8日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	153,600株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	116,900株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定 先の概要	名称	沖電気工業株式会社	
	割当予定株数	20,000株	
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号	
	発行登録追補書類の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第94期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) 平成30年6月22日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第95期第1四半期(自平成30年4月1日 至平成30年6月30日) 平成30年8月14日 関東財務局長に提出 第95期第2四半期(自平成30年7月1日 至平成30年9月30日) 平成30年11月14日 関東財務局長に提出 第95期第3四半期(自平成30年10月1日 至平成30年12月31日) 平成31年2月14日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	80,877株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。		

a. 割当予定 先の概要	名称	株式会社クレックス	
	割当予定株数	20,000株	
	本店の所在地	千葉県千葉市中央区都町二丁目24番3号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 平山 大志	
	資本金	100百万円<2018年3月末現在>	
	事業の内容	燃料小売、家庭用機械器具小売	
	主たる出資者及び出資比率	S H C 株式会社(100%)<2018年3月末現在>	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当行の株式の数	260,600株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。		

a . 割当予定 先の概要	名称	住友不動産株式会社	
	割当予定株数	20,000株	
	本店の所在地	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	
	発行登録追補書類の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第85期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日） 平成30年6月29日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第86期第1四半期（自平成30年4月1日 至平成30年6月30日） 平成30年8月10日 関東財務局長に提出 第86期第2四半期（自平成30年7月1日 至平成30年9月30日） 平成30年11月14日 関東財務局長に提出 第86期第3四半期（自平成30年10月1日 至平成30年12月31日） 平成31年2月14日 関東財務局長に提出	
b . 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	86,000株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	50,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a . 割当予定 先の概要	名称	東京建物株式会社	
	割当予定株数	20,000株	
	本店の所在地	東京都中央区八重洲一丁目9番9号	
	発行登録追補書類の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第200期（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日） 平成30年3月28日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第201期第1四半期（自2018年1月1日 至2018年3月31日） 2018年5月14日 関東財務局長に提出 第201期第2四半期（自2018年4月1日 至2018年6月30日） 2018年8月9日 関東財務局長に提出 第201期第3四半期（自2018年7月1日 至2018年9月30日） 2018年11月9日 関東財務局長に提出	
b . 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	235,152株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	153,240株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	明治安田生命保険相互会社	
	割当予定株数	20,000株	
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	
	代表者の役職及び氏名	取締役代表執行役社長 根岸 秋男	
	資本金	(基金の総額) 930,000百万円 < 2018年9月末現在 >	
	事業の内容	生命保険業	
	主たる出資者及び出資比率		
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当行の株式の数	1,358,200株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社ヤクルト本社	
	割当予定株数	18,000株	
	本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目1番19号	
	発行登録追補書類の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 第66期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日） 平成30年6月21日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 第67期第1四半期（自平成30年4月1日 至平成30年6月30日） 平成30年8月10日 関東財務局長に提出 第67期第2四半期（自平成30年7月1日 至平成30年9月30日） 平成30年11月13日 関東財務局長に提出 第67期第3四半期（自平成30年10月1日 至平成30年12月31日） 平成31年2月13日 関東財務局長に提出</p>	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	180,700株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	180,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定 先の概要	名称	芙蓉総合リース株式会社	
	割当予定株数	16,000株	
	本店の所在地	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号	
	発行登録追補書類の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第49期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日） 平成30年6月26日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第50期第1四半期（自平成30年4月1日 至平成30年6月30日） 平成30年8月13日 関東財務局長に提出 第50期第2四半期（自2018年7月1日 至2018年9月30日） 2018年11月12日 関東財務局長に提出 第50期第3四半期（自2018年10月1日 至2018年12月31日） 2019年2月13日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当行の株式の数	268,030株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定 先の概要	名称	サッポロホールディングス株式会社	
	割当予定株数	12,000株	
	本店の所在地	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号	
	発行登録追補書類の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第94期（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日） 平成30年3月30日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第95期第1四半期（自2018年1月1日 至2018年3月31日） 2018年5月14日 関東財務局長に提出 第95期第2四半期（自2018年4月1日 至2018年6月30日） 2018年8月13日 関東財務局長に提出 第95期第3四半期（自2018年7月1日 至2018年9月30日） 2018年11月13日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	180,000株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	60,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定 先の概要	名称	イオン株式会社	
	割当予定株数	10,000株	
	本店の所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	
	発行登録追補書類の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第93期(自平成29年3月1日 至平成30年2月28日) 平成30年5月24日 関東財務局長に提出 有価証券報告書の訂正報告書 第93期(自平成29年3月1日 至平成30年2月28日) 平成30年5月30日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第94期第1四半期(自2018年3月1日 至2018年5月31日) 2018年7月13日 関東財務局長に提出 第94期第2四半期(自2018年6月1日 至2018年8月31日) 2018年10月15日 関東財務局長に提出 第94期第3四半期(自2018年9月1日 至2018年11月30日) 2019年1月15日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	1,192,562株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	167,592株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定 先の概要	名称	株式会社カクタ	
	割当予定株数	10,000株	
	本店の所在地	千葉県香取郡多古町十余三348番地2	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 野田 富士男	
	資本金	98百万円<2018年9月末現在>	
	事業の内容	レジャー、アミューズメント	
	主たる出資者及び出資比率	ナリルインターナショナルPTE.LTD(100%)<2018年9月末現在>	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当行の株式の数	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。		

a. 割当予定先の概要	名称	キッコーマン株式会社	
	割当予定株数	10,000株	
	本店の所在地	千葉県野田市野田250番地	
	発行登録追補書類の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第101期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日） 平成30年6月26日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第102期第1四半期（自平成30年4月1日 至平成30年6月30日） 平成30年8月9日 関東財務局長に提出 第102期第2四半期（自平成30年7月1日 至平成30年9月30日） 平成30年11月9日 関東財務局長に提出 第102期第3四半期（自平成30年10月1日 至平成30年12月31日） 平成31年2月13日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	1,033,564株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	434,583株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	坂本飼料株式会社	
	割当予定株数	10,000株	
	本店の所在地	千葉県銚子市松岸町三丁目216番地の1	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 坂本 憲一	
	資本金	50百万円<2018年9月末現在>	
	事業の内容	配合飼料製造	
	主たる出資者及び出資比率	坂本光正（40.1%）、坂本浩志（30.0%）、株式会社サカモト（21.0%）<2018年9月末現在>	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	1,249,700株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。		

a. 割当予定 先の概要	名称	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	
	割当予定株数	10,000株	
	本店の所在地	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 西澤 敬二	
	資本金	70,000百万円<2018年9月末現在>	
	事業の内容	損害保険業	
	主たる出資者及び出資比率	SOMP Oホールディングス株式会社(100%)<2018年9月末現在>	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割 当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有して いる当行の株式の数	855,100株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定 先の概要	名称	成田山新勝寺	
	割当予定株数	10,000株	
	本店の所在地	千葉県成田市成田1番地の1	
	代表者の役職及び氏名	代表役員 橋本 照稔	
	資本金	(基本財産総額)26百万円<2019年1月末現在>	
	事業の内容	寺院	
	主たる出資者及び出資比率		
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割 当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有して いる当行の株式の数	148,444株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	平山恒産株式会社	
	割当予定株数	10,000株	
	本店の所在地	千葉県船橋市古作四丁目12番21号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 平山 大志	
	資本金	10百万円 <2018年12月末現在 >	
	事業の内容	貸家業、貸事務所業	
	主たる出資者及び出資比率	平山貞夫(33.8%)、平山睦子(24.8%)、平山立志(20.7%)、平山大志(20.7%) <2018年12月末現在 >	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当行の株式の数	180,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	フクダ電子株式会社	
	割当予定株数	10,000株	
	本店の所在地	東京都文京区本郷三丁目39番4号	
	発行登録追補書類の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第71期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) 平成30年6月28日 関東財務局長に提出	
		四半期報告書 第72期第1四半期(自2018年4月1日 至2018年6月30日) 2018年8月8日 関東財務局長に提出 第72期第2四半期(自2018年7月1日 至2018年9月30日) 2018年11月14日 関東財務局長に提出 第72期第3四半期(自2018年10月1日 至2018年12月31日) 2019年2月8日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	80,000株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	100,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。		

a. 割当予定 先の概要	名称	安田不動産株式会社	
	割当予定株数	10,000株	
	本店の所在地	東京都千代田区神田錦町二丁目11番地	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 中川 雅弘	
	資本金	270百万円<2018年3月末現在>	
	事業の内容	貸事務所業、建物売買業	
	主たる出資者及び出資比率	明治安田生命保険相互会社(10.0%)、損害保険ジャパン日本興亜株式会社(10.0%)、平成ビルディング株式会社(7.5%)、株式会社みずほ銀行(5.0%)<2018年3月末現在>	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	135,000株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	546,160株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定 先の概要	名称	千葉トヨペット株式会社	
	割当予定株数	9,000株	
	本店の所在地	千葉県千葉市美浜区稲毛海岸四丁目5番1号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 勝又 隆一	
	資本金	50百万円<2018年3月末現在>	
	事業の内容	自動車(新車)小売、中古自動車小売	
	主たる出資者及び出資比率	勝又自動車株式会社(40.0%)、ネットヨタ東都株式会社(40.0%)、トヨタカローラ千葉株式会社(20.0%)<2018年3月末現在>	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当行の株式の数	117,884株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定 先の概要	名称	ヒューリック株式会社	
	割当予定株数	9,000株	
	本店の所在地	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号	
	発行登録追補書類の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第88期（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日） 平成30年3月19日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第89期第1四半期（自平成30年1月1日 至平成30年3月31日） 平成30年5月11日 関東財務局長に提出 第89期第2四半期（自平成30年4月1日 至平成30年6月30日） 平成30年8月6日 関東財務局長に提出 第89期第3四半期（自平成30年7月1日 至平成30年9月30日） 平成30年11月9日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当行の株式の数	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定 先の概要	名称	株式会社合同資源	
	割当予定株数	8,000株	
	本店の所在地	東京都中央区京橋二丁目12番6号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 山ノ井 敏夫	
	資本金	630百万円 <2018年9月末現在>	
	事業の内容	天然ガス採取販売、ヨウ素・ヨウ素化合物製造販売	
	主たる出資者及び出資比率	K&Oエナジーグループ株式会社（17.4%）、三井物産株式会社（15.0%）、倉谷鉱業株式会社（8.0%）、株式会社みずほ銀行（4.9%）、株式会社三井住友銀行（4.9%）、株式会社りそな銀行（4.9%）<2018年9月末現在>	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	1,038,000株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	176,900株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社ジャックス	
	割当予定株数	8,000株	
	本店の所在地	北海道函館市若松町2番5号	
	発行登録追補書類の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第87期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日） 平成30年6月29日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第88期第1四半期（自2018年4月1日 至2018年6月30日） 2018年8月9日 関東財務局長に提出 第88期第2四半期（自2018年7月1日 至2018年9月30日） 2018年11月9日 関東財務局長に提出 第88期第3四半期（自2018年10月1日 至2018年12月31日） 2019年2月8日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	42,099株
		割当予定先が保有している当行の株式の数	79,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定先の概要	名称	トーホクガス株式会社	
	割当予定株数	8,000株	
	本店の所在地	宮城県仙台市青葉区上杉三丁目7番6号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 安東 英雄	
	資本金	98百万円<2018年3月末現在>	
	事業の内容	ガス販売、ガス器具類販売	
	主たる出資者及び出資比率	株式会社クレックス（100%）<2018年3月末現在>	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当行の株式の数	50,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。		

a. 割当予定 先の概要	名称	日産部品千葉販売株式会社	
	割当予定株数	8,000株	
	本店の所在地	千葉県千葉市美浜区新港184番地	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 坂巻 忠彦	
	資本金	300百万円 < 2018年3月末現在 >	
	事業の内容	自動車部品付属品卸	
	主たる出資者及び出資比率	千葉日産自動車株式会社(38.6%)、日産自動車株式会社(26.6%)、日産プリンス千葉販売株式会社(20.6%) < 2018年3月末現在 >	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当行の株式の数	40,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

a. 割当予定 先の概要	名称	福井電機株式会社	
	割当予定株数	7,000株	
	本店の所在地	千葉県千葉市中央区問屋町16番3号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長執行役員 村杉 茂治	
	資本金	100百万円 < 2018年3月末現在 >	
	事業の内容	重電機器卸売業、設備工事業	
	主たる出資者及び出資比率	株式会社福井(16.7%) < 2018年3月末現在 >	
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当行の株式の数	100,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	預金取引、融資取引	
	技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。		

割当株数6,500株未満の割当予定先は、以下のとおりであります。

割当予定先	住所	割当株数
京成電鉄株式会社	千葉県市川市八幡三丁目3番1号	6,000株
厚生水産株式会社	千葉県船橋市浜町三丁目1番4号	6,000株
札幌ガス株式会社	北海道札幌市厚別区大谷地東五丁目5番28号	6,000株
株式会社タキガワ・コーポレーション・ジャパン	千葉県船橋市習志野四丁目12番1号	6,000株
千葉復興株式会社	千葉県千葉市中央区中央三丁目8番8号中央C I B 5階	6,000株
株式会社ティーエスケー	千葉県船橋市高瀬町31番3号	6,000株
学校法人東京聖徳学園	東京都港区三田三丁目4番28号	6,000株
トヨタカローラ千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区幸町一丁目6番3号	6,000株
平山 立志	東京都品川区	6,000株
平山 大志	千葉県船橋市	6,000株
ユアサ・フナシヨク株式会社	千葉県船橋市宮本四丁目18番6号	6,000株
株式会社内山アドバンス	東京都江戸川区東瑞江二丁目45番地	5,000株
アイエックス・ナレッジ株式会社	東京都港区海岸三丁目22番23号	4,000株
株式会社ケイエムシー	千葉県鴨川市東町655番地1	4,000株
株式会社新生企業	千葉県袖ヶ浦市長浦580番地128	4,000株
妙中鉱業株式会社	千葉県茂原市大芝452番地	4,000株
株式会社大日商事	千葉県四街道市大日1920番地	4,000株
株式会社千葉測器	千葉県千葉市中央区都町二丁目19番3号	4,000株
千葉ビル・メンテナンス株式会社	千葉県市原市君塚三丁目8番地19	4,000株
日東工業株式会社	千葉県千葉市中央区浜野町1019番地	4,000株
株式会社堀江商店	千葉県千葉市中央区神明町32番地1	4,000株
房州物流株式会社	千葉県館山市館山95番地	4,000株
学校法人増田学園	千葉県千葉市中央区道場北一丁目17番6号	4,000株
株式会社丸山製作所	東京都千代田区内神田三丁目4番15号	4,000株
メットライフ生命保険株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	4,000株
株式会社ユーラシア旅行社	東京都千代田区平河町二丁目7番4号	4,000株
株式会社オービック	東京都中央区京橋二丁目4番15号	3,000株
鎌ヶ谷巧業株式会社	千葉県鎌ヶ谷市東初富六丁目7番20号	3,000株
株式会社スリーライト	東京都中央区日本橋久松町5番6号	3,000株
高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社	東京都港区芝浦四丁目13番23号M S 芝浦ビル8階	3,000株
千葉日産自動車株式会社	千葉県千葉市中央区本千葉町9番21号	3,000株
株式会社千葉マツダ	千葉県千葉市稲毛区長沼町333番地3	3,000株
株式会社千葉薬品	千葉県千葉市中央区問屋町1番35号	3,000株

割当予定先	住所	割当株数
株式会社津久勝	茨城県神栖市波崎9158番地 1	3,000株
株式会社ニッピ	東京都足立区千住緑町一丁目 1 番 1 号	3,000株
山一興産株式会社	千葉県浦安市北栄四丁目20番10号	3,000株
株式会社アキタ	広島県福山市光南町三丁目 7 番30号	2,000株
岩淵農業株式会社	千葉県佐倉市城535番地	2,000株
株式会社ウラタ	千葉県浦安市富士見一丁目 8 番24号	2,000株
株式会社AHC	千葉県八千代市八千代台東一丁目20番18号	2,000株
株式会社エコー	東京都墨田区立花二丁目 5 番 4 号	2,000株
株式会社STコーポレーション	千葉県千葉市美浜区真砂二丁目 1 番17号	2,000株
株式会社大西熱学	東京都墨田区緑一丁目19番 9 号	2,000株
株式会社オリエンタルランド	千葉県浦安市舞浜 1 番地 1	2,000株
株式会社カワグチ	千葉県千葉市中央区問屋町 3 番地の 5	2,000株
木村プログレス工業株式会社	千葉県銚子市犬吠崎9512番地の 2	2,000株
共栄運輸株式会社	千葉県木更津市潮浜二丁目 1 番地23	2,000株
株式会社金太郎ホーム	千葉県千葉市花見川区幕張本郷一丁目29番23 - 101号	2,000株
工藤電機工業株式会社	千葉県柏市新柏一丁目16番地12	2,000株
株式会社クマヒラ	東京都中央区日本橋本町一丁目10番 3 号	2,000株
KKホールディングス株式会社	千葉県長生郡一宮町一宮3178番地	2,000株
京葉瓦斯株式会社	千葉県市川市市川南二丁目 8 番 8 号	2,000株
医療法人社団健仁会	千葉県船橋市金堀町521番地36	2,000株
株式会社小出口ール鐵工所	東京都墨田区吾妻橋三丁目 5 番12号	2,000株
高級アルコール工業株式会社	千葉県成田市吉岡641- 6	2,000株
シーデーシー情報システム株式会社	千葉県千葉市中央区本千葉町 4 番 3 号	2,000株
医療法人式場病院	千葉県市川市国府台六丁目 1 番14号	2,000株
昭和興業株式会社	千葉県市川市八幡二丁目 1 番 3 号	2,000株
白鳥製薬株式会社	千葉県習志野市津田沼六丁目11番24号	2,000株
医療法人社団白金会	千葉県市原市白金町一丁目70番地	2,000株
医療法人成春会	千葉県船橋市習志野台二丁目71番10号	2,000株
セコム株式会社	東京都渋谷区神宮前一丁目 5 番 1 号	2,000株
全国保証株式会社	東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号	2,000株
株式会社全日警	東京都中央区日本橋浜町一丁目 1 番12号	2,000株
有限会社大恒	千葉県船橋市古作四丁目12番21号	2,000株
千葉窯業株式会社	千葉県山武郡横芝光町横芝1092番地	2,000株
銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町 1 番地の19	2,000株
塚本總業株式会社	東京都中央区銀座四丁目 2 番15号塚本素山ビル	2,000株

割当予定先	住所	割当株数
株式会社T・S・B	千葉県習志野市実朮五丁目8番3号	2,000株
T P R 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号	2,000株
医療法人社団天宣会	千葉県柏市中央町1番1号柏セントラルプラザ2階	2,000株
日綜産業株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目10番1号	2,000株
株式会社日本一	千葉県野田市目吹1965番地	2,000株
日本光機工業株式会社	神奈川県横浜市金沢区福浦二丁目7番18号	2,000株
日本メディカルシステム株式会社	千葉県市川市塩焼二丁目1番1号	2,000株
バイオシステム株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目2番12号	2,000株
株式会社ヒダン	東京都墨田区亀沢一丁目5番13号	2,000株
平山 睦子	千葉県船橋市	2,000株
B L D W E D D I N G S 株式会社	東京都中央区銀座二丁目4番9号	2,000株
公益財団法人福田記念医療技術振興財団	東京都文京区湯島二丁目31番20号	2,000株
株式会社藤田製作所	千葉県茂原市本納2730番地	2,000株
株式会社藤田勝商店	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1	2,000株
船橋興産株式会社	千葉県船橋市高瀬町31番地2	2,000株
株式会社モリモトホールディングス	東京都渋谷区恵比寿南三丁目7番4号	2,000株
藤田観光株式会社	東京都文京区関口二丁目10番8号	1,800株
千葉グローブシップ株式会社	千葉県千葉市中央区中央三丁目9番16号	1,400株
ミシュランタイヤ千葉販売株式会社	千葉県四街道市小名木83番地1	1,400株
株式会社加持野商事大野屋	東京都江戸川区西小岩一丁目22番19号	1,200株
宗教法人立正安国会	千葉県千葉市中央区長洲一丁目33番3号	1,200株
株式会社アイダ設計	埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目286番地	1,000株
株式会社アイ・ディ・ワン	千葉県習志野市津田沼四丁目3番11号	1,000株
アツマ株式会社	千葉県市原市玉前西二丁目4番地37	1,000株
A L S O K 千葉株式会社	千葉県千葉市花見川区幕張本郷一丁目3番33号	1,000株
石川 絹子	千葉県成田市	1,000株
いずみ産業株式会社	千葉県我孫子市天王台四丁目17番1号	1,000株
ウスイ金属株式会社	東京都中央区日本橋浜町二丁目13番9号	1,000株
株式会社A G S コンサルティング	東京都千代田区大手町一丁目9番5号大手町フィナンシャルシティノースタワー	1,000株
有限会社大川海運	千葉県木更津市桜井560番地71	1,000株
大蔵物産株式会社	千葉県千葉市花見川区千種町32番地	1,000株
株式会社大城組	千葉県市川市真間三丁目10番23号	1,000株
大竹 信夫	千葉県香取市	1,000株
岡田土建株式会社	千葉県銚子市東芝町3番地の1	1,000株
川光物産株式会社	東京都中央区日本橋一丁目2番17号	1,000株

割当予定先	住所	割当株数
共栄石油株式会社	東京都江戸川区東葛西五丁目56番12号	1,000株
グローリー株式会社	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号	1,000株
社会医療法人社団健脳会	千葉県千葉市稲毛区長沼原町408番地	1,000株
郡建設株式会社	千葉県旭市萬力3498番地の3	1,000株
小久保製氷冷蔵株式会社	千葉県八千代市村上1739番地4	1,000株
株式会社湖北台産業	千葉県我孫子市湖北台一丁目16番地の7	1,000株
三東産業株式会社	千葉県松戸市根本416番地の1	1,000株
株式会社昇和自動車	神奈川県川崎市川崎区南渡田町1番4号	1,000株
ジェムス・エンジニアリング株式会社	東京都台東区小島二丁目21番8号	1,000株
株式会社スリーヴイ	東京都千代田区岩本町二丁目8番12号	1,000株
医療法人社団誠高会	千葉県柏市豊四季113	1,000株
株式会社千秋社	千葉県野田市野田339番地	1,000株
株式会社総建	千葉県八千代市島田台字菖蒲台897番地17	1,000株
綜和熱学工業株式会社	千葉県木更津市桜井新町二丁目4番地16	1,000株
高岡 彰	千葉県香取市	1,000株
株式会社たかしま	京都府京都市北区紫野南舟岡町4番地10	1,000株
株式会社拓匠開発	千葉県千葉市中央区弁天二丁目20番20号	1,000株
第百通信工業株式会社	東京都中央区銀座四丁目10番10号	1,000株
株式会社地建工業	千葉県鎌ヶ谷市東道野辺四丁目3番63号	1,000株
千葉県酒類販売株式会社	千葉県千葉市中央区要町5番7号	1,000株
千葉石油株式会社	千葉県茂原市茂原185番地	1,000株
銚子通運株式会社	千葉県銚子市三崎町二丁目2616番地4	1,000株
株式会社鶴商メンテナンス工業	千葉県市原市今津朝山252番地6	1,000株
株式会社電洋社	千葉県市川市市川南三丁目14番37号	1,000株
那須電機鉄工株式会社	東京都新宿区新宿一丁目1番14号	1,000株
株式会社ナミカワ不動産	千葉県山武市成東647番地6	1,000株
日産スプリング株式会社	千葉県野田市上三ヶ尾字金剛寺261番地11	1,000株
日本企画株式会社	千葉県船橋市本町六丁目21番16号	1,000株
日本電技株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	1,000株
ノザキ建工株式会社	千葉県千葉市美浜区新港223番地3	1,000株
株式会社原島電機工業	千葉県千葉市若葉区桜木八丁目15番5号	1,000株
日暮 岐夫	千葉県八街市	1,000株
平山建設株式会社	千葉県成田市花崎町943番地1	1,000株
富士化学工業株式会社	千葉県船橋市宮本六丁目31番14号	1,000株

割当予定先	住所	割当株数
株式会社不二精工	千葉県千葉市中央区都町一丁目18番13号	1,000株
株式会社フジタエアースポーツサービス	千葉県成田市本三里塚174番地 1	1,000株
株式会社フレスコ	千葉県千葉市中央区千葉寺町1210番地 5	1,000株
株式会社ホワイト	千葉県木更津市新田三丁目 5 番15号	1,000株
南 文江	東京都葛飾区	1,000株
株式会社桃太郎不動産	千葉県千葉市中央区松波二丁目 8 番 6 号	1,000株
株式会社ユーウ	千葉県流山市西深井字大塚1028番地16	1,000株
米屋株式会社	千葉県成田市上町500番地	1,000株
米山鉄工株式会社	東京都葛飾区奥戸二丁目16番 7 号	1,000株
株式会社レオ・コーポレーション	千葉県船橋市山野町118番地 1 レオメインスクエア	1,000株
渡邊 桂二	千葉県船橋市	1,000株
末吉 一夫	千葉県鴨川市	400株
末吉 和子	千葉県鴨川市	400株
末吉 晃一	千葉県鴨川市	200株

a. 割当予定先の選定理由

今般の割当予定先の大宗は、当行の第四種優先株主、当行の取引先で当行が本店を置く地元千葉県に拠点を有する法人もしくはその役員又は当行とお取引のある個人等であります。これら割当予定先においては、当行の取引先として当行の状況を既にご理解頂いていると考えられるところ、本件第三者割当増資によって当行の財務基盤の強化により、地元地域経済の活性化や地域金融の安定化に資することができるという本件第三者割当増資の必要性を当行より説明し、これにご理解頂いたことから、割当予定先として適切であると判断し、選定いたしました。

b. 株券等の保有方針

各割当予定先には、当行の現状と今後の事業展開をご理解頂いており、本優先株式には譲渡制限等は付与されていないものの、各割当予定先が中長期的に本株式を保有する方針であるとの意向を、当行は確認しております。なお、本優先株式については市場価格のない種類株式として、その譲渡の可能性は低いものと考えております。

c. 払込みに要する資金等の状況

当行は、各割当予定先との面談等により、各割当予定先より本件第三者割当増資に必要な資金を保有している旨の説明を受けておりますが、金融商品取引法上の開示書類を開示している各割当予定先に関しましては、各割当予定先が開示している直近の有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書により財務諸表の現預金並びに経営成績及び財政状態を確認する一方、上記に該当しない各割当予定先に関しましては、直近の計算書類や預金通帳等自己の資金の十分性を示す書類の写しを確認することにより、本件第三者割当増資のそれぞれの引受株式数に係る払込みに要する資金に相当する財産を有するものと判断しております。

d. 割当予定先の実態

当行は、企業活動遂行上の行動基準と位置付けている「千葉興業銀行倫理憲章」の一項目に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断固対決」を掲げ、「反社会的勢力に対する基本方針」をホームページに公表し、反社会的勢力との関係遮断を明確に示し、研修等を通じて基本的な考え方を行内に周知徹底しております。また、規程類やマニュアル類（以下、「社内規定」といいます。）を整備し、反社会的な勢力との具体的対応要領をわかりやすく示すとともに、営業店・本部の連携、警察当局との連携により、反社会的勢力から接触があった場合にも、速やかに対応策を協議し適切な対応ができる体制を構築しております。

具体的には、当行社内規定において、当行内での情報共有化を図り、反社会的勢力等との取引排除により取引の健全性を図ることを目的に、反社会的勢力等に係る情報を本部リスク統括部門が一元集中管理し、当行との各種取引を開始するに際し、反社会的勢力情報に該当しないかを確認することとしております。

割当予定先のうち、融資取引先については、上記社内規定に基づき融資実行前に反社会的勢力等でないことを確認しておりますが、本件第三者割当増資に際し、本人確認及び反社会的勢力情報に該当しないかの確認を再度改めて実施しております。また預金取引先については、口座開設時に反社会的勢力等に関する照会を実施してまいりま

したが、今般改めて本人確認及び割当予定先の役員、監査役、執行役、及び主要株主について反社会的勢力情報に該当しないかの当行データベースに照らした確認を実施しております。以上により、割当予定先については、全先とも反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と何らかの関係を有するものではないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a．払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性

当行は、本優先株式の払込金額の算定に際しては、公正性を期すため、独立した第三者機関であるトラスティーズ・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー25階、代表者 寺田芳彦）（以下「第三者算定機関」といいます。）より価値算定書を取得しております。第三者算定機関は一定の前提（当行株式の株価及びボラティリティ、クレジットスプレッド等）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項格子モデルを用いて本優先株式の理論価値を算定しております。第三者算定機関による価値算定書における算定結果をもとに本優先株式の払込価額が価値算定書上の理論価値の評価額の範囲内にあることを確認し、また当行の置かれた事業環境及び財務状況に照らし合わせた必要資金調達額を総合的に勘案の上、本優先株式の発行条件及び払込金額を決定しており、当行としては、公正な水準であると判断しております。

本優先株式には当行普通株式への転換権（当行普通株式を対価とする取得請求権）が付されていないため、本件第三者割当増資時点においては、普通株式数の増加は生じません。また、本優先株式には、2029年4月1日付での当行普通株式への一斉転換条項（当行普通株式を対価とする取得条項）が付されているものの、本優先株式には、2026年4月1日以降、一定の要件のもと、当行が金銭対価により当該優先株式を取得することができる旨の取得条項が付されているため、その要件を満たす場合には、当行の判断により実質的な早期償還が可能となっております。当行は、本件第三者割当増資によって、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすために必要な自己資本の拡充を図るとともに、金銭対価による取得条項の行使可能日までに着実な剰余金の積み上げを図ることにより、当該行使可能日以降において本優先株式の金銭対価による取得を実施することで、一斉転換条項による普通株式への転換による既存普通株主の株式価値の希薄化の回避に努めてまいります。

加えて、本件第三者割当増資により払い込まれた資金を第四種優先株式の取得原資に充当する予定であるところ、既存普通株主の株式の希薄化の回避に資するものと考えております。

これらの観点を踏まえ、本優先株式に係る発行条件は当行にとって合理性があるものと判断しております。

b．本件第三者割当増資が有利発行に該当しないものと判断した理由及び判断の過程

当行は、上記の第三者算定機関による価値算定書における算定結果も勘案し、今回採用した各種発行条件が合理的であると判断いたしました。当該報告書においては、一般的な価格算定モデルに基づき一定の前提を置いた上で算定された結果、本優先株式の理論価値は、1株当たり50,490円（100.98%）とされております。当行としては、上記の評価報告書の結果等を踏まえて、本優先株式の払込金額は合理的かつ公正であると判断をいたしております。また、当行は岩田合同法律事務所（東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング）より、本優先株式に係る払込金額は会社法第199条第3項に定める「特に有利な金額」に該当せず、本件第三者割当増資を、会社法第201条第1項に基づき、株主総会の特別決議を経ずに、取締役会決議により行うことは適法であると考えられる旨の意見書を取得しており、これをもとに、取締役会決議による本件第三者割当増資は適法であると判断しております。

なお、当行監査役4名全員は、本優先株式の価値及び価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、また外部専門家より取得している価値算定書及び法律事務所の意見書を確認した上で、本件第三者割当増資における払込金額が割当を受ける者に特に有利なる発行価額には当たらないと解するのが相当である旨の意見を表明しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

当行の財務状況悪化による自己資本比率の低下や分配可能な剰余金の不足等に併い上記第1の1（注）3（エ）の金銭対価取得が行われない場合には、上記第1の1（注）3（オ）のとおり、当行は、交付株式を交付することにより、本優先株式の全てを、2029年4月1日付で予定されている一斉取得日をもって取得することになります。その際の交付株式の交付による希薄化率（割当前の発行済株式に係る総議決権620,828個に対する、交付株式（下限取得価額200円における潜在株式）に係る議決権数の比率）は、262.95%であり、25%を上回るため、大規模な第三者割当に該当します。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1-5-5	14,583,910	4.58	14,583,910	2.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町 2-11-3	3,128,600	1.49	3,128,600	0.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海 1-8-11	3,001,000	1.43	3,001,000	0.80
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 2-1-1	1,358,200	2.73	1,378,200	2.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海 1-8-11	1,297,100	0.62	1,297,100	0.34
坂本飼料株式会社	千葉県銚子市松岸町 3-216-1	1,249,700	0.59	1,259,700	1.00
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿 6-27-30)	1,131,081	0.54	1,131,081	0.30
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿 6-27-30)	1,121,200	0.53	1,121,200	0.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海 1-8-11	1,050,600	0.50	1,050,600	0.28
千葉興業銀行行員持株会	千葉県千葉市美浜区幸町 2-1-2	1,011,917	0.48	1,011,917	0.27
計		28,933,308	13.53	28,963,308	9.61

(注) 1 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2018年9月30日現在の株主名簿を基準として、既存の各優先株式の潜在普通株式に係る議決権を含み、記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数(各種類株式の潜在普通株式に係る議決権を含む。第四種優先株式に関しては、下限取得価額220円における潜在普通株式を含み、第1回第六種優先株式に関しては、下限取得価額292円における潜在普通株式を含み、本優先株式に関しては、下限取得価額200円における潜在普通株式を含む。)を、2018年9月30日現在の総議決権数(各優先株式の潜在普通株式に係る議決権を含む)に、本件第三者割当増資により増加する議決権数1,632,500個(下限取得価額200円における潜在普通株式に係る議決権数)を加えた数で除して算出した割合です。

なお、所有普通株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下の通りであります。

2018年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	95,839	15.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	31,286	5.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	30,010	4.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1-8-11	12,971	2.08
坂本飼料株式会社	千葉県銚子市松岸町3-216-1	12,497	2.01
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	11,582	1.86
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿6-27-30)	11,310	1.82
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿6-27-30)	11,212	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	10,506	1.69
千葉興業銀行行員持株会	千葉県千葉市美浜区幸町2-1-2	10,119	1.62
計		237,332	38.22

その他種類株式に係る株主は、以下の通りであります。(2018年9月30日現在)

第二種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	当該株式数に 対する所有株式数の 割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	5,000,000	100.00
計		5,000,000	100.00

(注) 第二種優先株式は一定の場合を除いて株主総会における議決権がありません。

第四種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	当該株式数に対する 所有株式数の割合 (%)
キックマン株式会社	千葉県野田市野田250	200,000	4.30
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	200,000	4.30
株式会社ヤクルト本社	東京都港区東新橋1-1-19	180,000	3.87
株式会社クレックス	千葉県千葉市若葉区加曽利町690	160,000	3.44
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区神田三崎町3-3-23	160,000	3.44
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	100,000	2.15
株式会社オリエンタルランド	千葉県浦安市舞浜1-1	100,000	2.15
京葉瓦斯株式会社	千葉縣市川市市川南2-8-8	100,000	2.15
株式会社ケーヨー	千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1	100,000	2.15
成田山新勝寺	千葉県成田市成田1-1	100,000	2.15
フクダ電子株式会社	東京都文京区本郷3-39-4	100,000	2.15
計		1,500,000	32.25

(注) 1 第四種優先株式は一定の場合を除いて株主総会における議決権がありません。

2 本件第三者割当による調達資金の一部により、第四種優先株式の一部を取得する予定です。なお、第四種優先株式の取得後、取得した当該第四種優先株式はその取得日に全て消却する予定です。

第1回第六種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	当該株式数に対する 所有株式数の割合 (%)
興銀リース株式会社	東京都港区虎ノ門1-2-6	100,000	16.66
東京建物株式会社	東京都中央区八重洲1-9-9	100,000	16.66
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区神田三崎町3-3-23	100,000	16.66
安田不動産株式会社	東京都千代田区神田錦町2-11	100,000	16.66
株式会社クレックス	千葉県千葉市若葉区加曽利町690	30,000	5.00
株式会社サトー商会	宮城県仙台市宮城野区扇町5-6-22	25,000	4.16
東武鉄道株式会社	東京都墨田区押上1-1-2	20,000	3.33
株式会社オリエンタルランド	千葉県浦安市舞浜1-1	15,000	2.50
成田山新勝寺	千葉県成田市成田1-1	15,000	2.50
公益財団法人日産財団	神奈川県横浜市西区高島2-6-32	15,000	2.50
計		520,000	86.66

(注) 第1回第六種優先株式は一定の場合を除いて株主総会における議決権がありません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

a．大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

当行は、営業基盤とする千葉県経済の成長に合わせた顧客基盤の拡大及び収益の多角化を図るための業容拡大に対応するため、自己資本の充実及び長期的な財務基盤の強化を目指しております。本件第三者割当増資は、業容拡大に対応するための自己資本の充実に繋がるほか、2013年1月に発行した第四種優先株式の一部取得により、将来の第四種優先株式の普通株式への転換による希薄化を一部回避することが可能となり、併せて、当該一部取得は、今後の当該優先株式に係る配当負担の軽減、ひいては当行財務基盤の維持・向上に資すると考えております。

当行が発行を予定する本優先株式には当行普通株式への転換権（当行普通株式を対価とする取得請求権）が付されていないため、本件第三者割当増資時点においては、普通株式数の増加は生じません。また、本優先株式には、2029年4月1日付での当行普通株式への一斉転換条項（当行普通株式を対価とする取得条項）が付されているものの、本優先株式には、2026年4月1日以降、一定の要件のもと、当行が金銭対価により当該優先株式を取得することができる旨の取得条項が付されているため、その要件を満たす場合には、当行の判断により実質的な早期償還が可能となっております。当行は、本件第三者割当増資によって、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすために必要な自己資本の拡充を図るとともに、金銭対価による取得条項の行使可能日までに着実な剰余金の積み上げを図ることにより、当該行使可能日以降において本優先株式の金銭対価による取得を実施することで、一斉転換条項による普通株式への転換による既存普通株主の株式価値の希薄化の回避に努めてまいります。

加えて、本件第三者割当増資により払い込まれた資金を第四種優先株式の取得原資に充当する予定であるところ、既存普通株主の株式の希薄化の回避に資するものと考えております。

以上の観点から、当行は、本件第三者割当増資を行うことに、経営上の合理性を有するものと考えております。

b．大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本件第三者割当増資は、潜在的な希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に規定される独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続を要します。そこで、当行は、経営陣から一定程度独立した者として当行社外監査役である五日市喬弘氏及び安藤正紀氏に本件第三者割当増資に関する諮問を行いました。五日市喬弘氏は2013年4月まで損害保険ジャパン日本興亜株式会社の業務執行者であり、また、安藤正紀氏は2011年6月まで明治安田生命保険相互会社の業務執行者でありましたが、当行社外監査役就任以降、業務執行等に携わっておらず、独立性が担保されているため、意見入手先として適当であると判断しました。その結果、当該社外監査役より、本件第三者割当増資は資金調達必要性が認められ、他の資金調達手段との比較及び発行条件について相当性を有し、本件第三者割当増資が地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすために必要なものであり、また、本優先株式の発行条件に関しては、本優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、かつ公正性を期すために取得した外部専門家からの価値算定書を考慮した上で決定していること等から妥当であると評価できる、との意見を2019年2月19日に入手しました。以上を踏まえ、当行は、本件第三者割当増資を決議することといたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に発行登録追補目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当行のロゴ  **ちば興銀** を記載いたします。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第96期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日） 2018年6月27日関東財務局長に提出

事業年度 第97期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） 2019年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第97期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日） 2018年8月10日関東財務局長に提出

事業年度 第97期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日） 2018年11月26日関東財務局長に提出

事業年度 第97期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日） 2019年2月12日関東財務局長に提出

事業年度 第98期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日） 2019年8月14日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2019年2月19日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月29日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2019年2月19日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2019年2月1日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2019年2月19日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（2019年2月19日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社千葉興業銀行 本店（千葉市美浜区幸町2丁目1番2号）

株式会社千葉興業銀行 東京支店（東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。